

# 掲 載 省 略

# 掲 載 省 略

# 施設内及び駐車場の定期的な巡回

定期的な巡回時間については、開館前、午後1時及び閉館時の3回とする。

## 【1階・屋外平面図】

一般駐車場・バス駐車場



施設内・駐車場の巡回図

(1階)



職員通用口

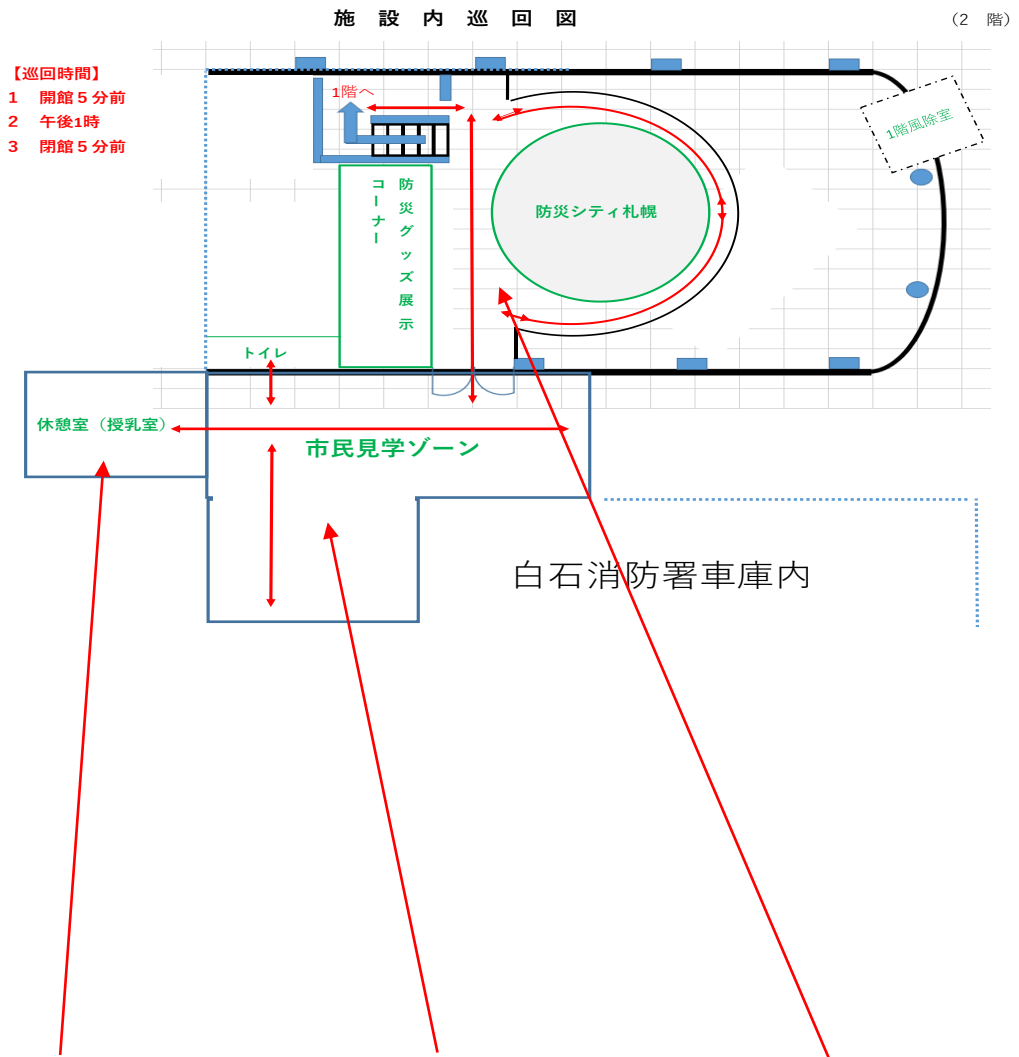


1階ロビー



白石消防署正面玄関

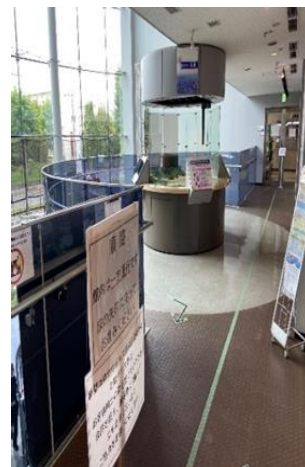
【2階平面図】



休憩室(授乳室)



市民見学ゾーン



2階展示室

## 火災及び事故の予防、発生時の応急対応・報告

### 1 火災及び事故の予防

始業時及び終業時の各施設及び設備機器の目視・作動点検を実施する他、開館時間内においては、各体験施設にインストラクターを配置（はしご車・救急体験・2階展示室を除く）し、安全管理の徹底を図るとともに、館内の危険箇所についてはその旨を<sup>注</sup>掲示し、事故防止に努める。

注 13・14 ページ（来館者の安全管理）に写真掲載

### 2 発生時の応急対応・報告

火災又は地震等の災害発生時の対応については、白石消防署と同一建物であることから、白石消防署と一体として消防法で定められた「消防計画」を策定している。その内容については、あらかじめ防火担当者を定め、日常的に火災予防の推進に努めるとともに、万一、火災及び地震等の災害が発生した場合に備える「自衛消防隊」の編成を明記し、119番通報・初期消火・避難誘導の要領を定めて災害規模を最小限に止めることを目的としたものである。計画書の例については、次の図（6・7ページ）のとおりである。

なお、センター内における火災・地震等の災害発生時における計画運用フロー（例）は、8ページのとおり。

## ▼計画書の作成例

防 火 担 当 責 任 者	
白石消防署防火責任者	庶務係長
防災協会防火責任者	総務係長
火 元 責 任 者	
◎ 白石消防署火元責任者	
地階火元責任者	(消防一・二・三係長) (救急担当係長)
1階火元責任者	(消防一・二・三係長) (救急担当係長)
2階火元責任者	(消防一・二・三係長) (救急担当係長)
3階火元責任者	(防火推進係長) (査察担当係長)
4階火元責任者	(防火推進係長) (査察担当係長)
5階火元責任者	(防火推進係長) (査察担当係長)
◎ 防災協会火元責任者	
<b>地階火元責任者</b>	<b>(市民防災センター)</b>
<b>1階火元責任者</b>	<b>(市民防災センター)</b>
<b>2階火元責任者</b>	<b>(市民防災センター)</b>
3階火元責任者	(防災事業係長)
4階火元責任者	(防災事業係長)
5階火元責任者	(防災事業係長)

## ▼計画書の作成例

## 自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	白石消防署長
自衛消防隊長付	事務局長
自衛消防隊副隊長	白石消防署予防課長
自衛消防隊副隊長	防災協会総務課長

## ◎指揮班

警防課長・消防一・二・三担当課長・指揮隊員  
講習指導課長・総務係員

## ◎連絡通報班

庶務係長・庶務係員  
防災設備課長・防災設備係員・防災事業係長・防災事業係員

## ◎消火班

消防一・二・三係長・屈折水槽隊員・救助隊員  
防災設備係長・防災設備係員・検証指導係長・検証指導係員

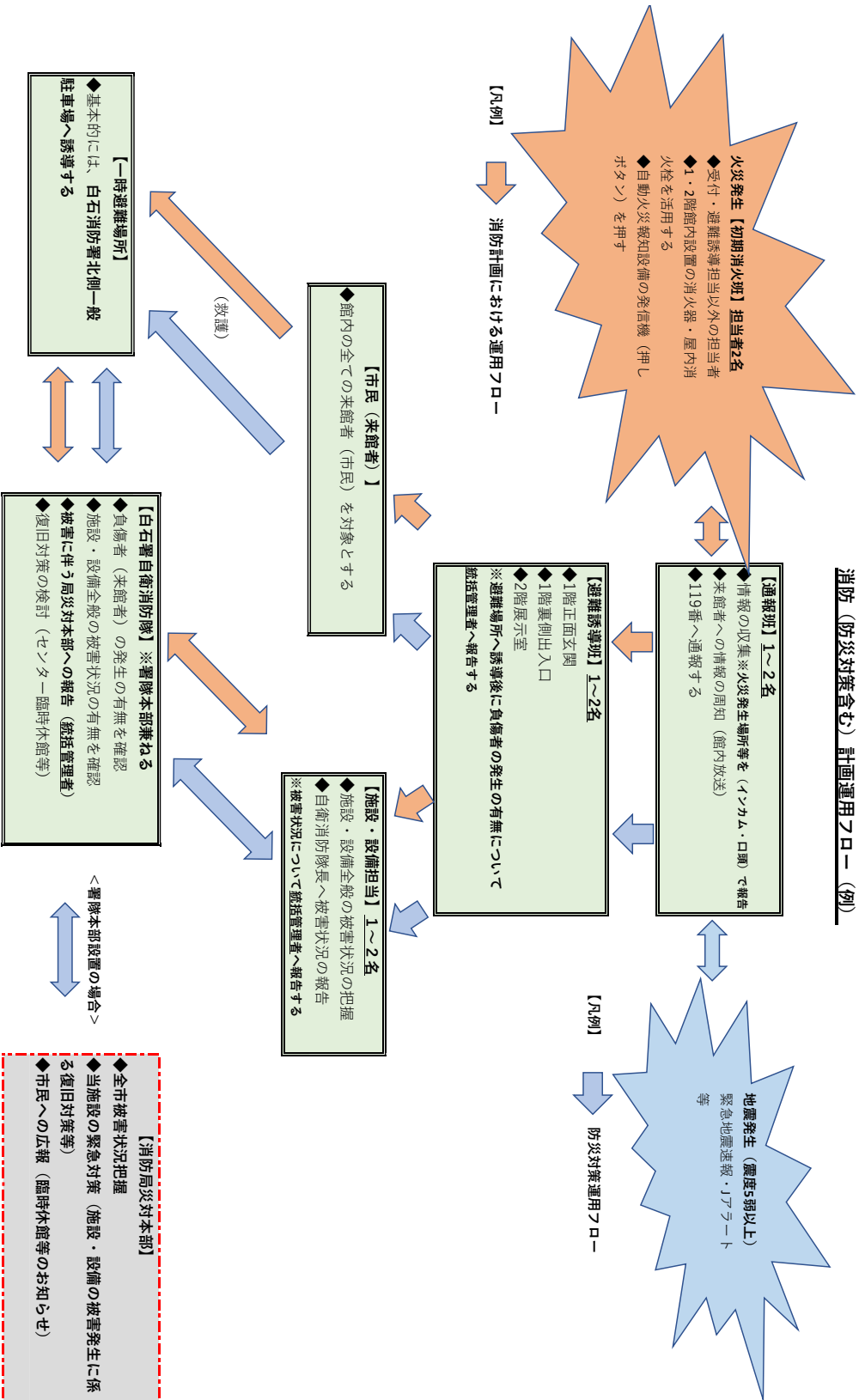
## ◎避難誘導班

防火推進係長・査察担当係長・防火推進係員  
市民防災センター  
係員・防災講習係長・防災講習係員

## ◎救護班

救急担当係長・救急隊員  
救命講習係長・救命講習係員

消防（防災対策含む）計画運用フロー（例）





## ■ 事故発生時の報告書

展示室内で事故が発生した場合は所定の様式により速やかに報告する。

※仕様書に定められた様式7の例

様式7				
札幌市民防災センター展示施設運營業務等における事故発生報告書				
令和 年 月 日				
札幌市消防局長 様				
印				
札幌市民防災センター展示施設運營業務において事故が発生しましたので、 下記のとおり報告します。				
事故発生日 時				
事故発生場 所				
被 害 者	住所		職 業 勤務先	
	氏名	男・女	生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日 歳
運營業務等 名				
事故の状況				
障害の程度				
添付書類	1 医師の診断書 2 運營業務等実施計画書 3 現認証明書 4 事故現場付近見取図 5 負傷等の状況見取図 6 その他			
備 考				

# 掲 載 省 略

# 掲 載 省 略

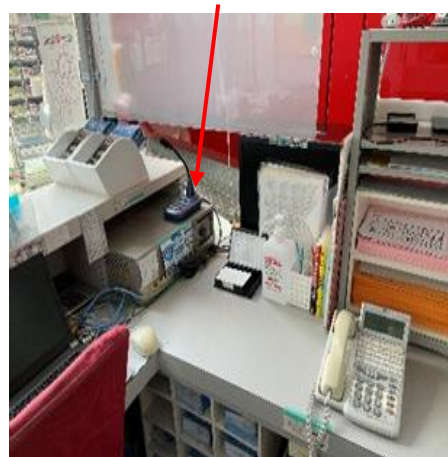
## 来館者の安全管理

### 1 館内放送による注意呼びかけ

【受付】



【放送設備】



- 例) ・火災・地震発生時の避難誘導  
・気象警報・注意報等の情報伝達  
・館内混雑時の来館者の誘導・整理  
・館内での忘れ物等の呼びかけ 等々

- 2 センター館内及び各体験施設内においては、インストラクターを配置し、(はしご車・救急体験・2階展示室を除く。)来館者に対しては、体験の前に注意事項を伝えるとともに、館内及び体験施設内において、安全管理に関する注意事項を随所に掲示(下図13・14ページのとおり)する。
- 3 館内において混雑状態となった際には、来館者の誘導・整理を行い、又は入館を一時停止する等、来館者の安全を確保する。

## 体験施設の安全管理（注意事項の掲示）

## 【はしご消防車】

- 車内は実際の装備のまま展示しているため、運転席以外のエリアに移動できないように仕切りをする。また、各資器材に触れて手指を怪我することのないように貼紙により、注意喚起する。



- 運転席以外に伸梯操作席へ至る、高さ2mの高所からの転落を防止するためのネットの設置や注意喚起の表示板等を設置する他、車両周囲の鉄骨材への衝突（侵入）防止のためポールを設置する。



## 【地震体験ブース】

- 起震台可動範囲との境界にフェンスを設置し、かつ当フェンスから50cmの安全距離を確保するために白線標示を施し、注意喚起する。



【救急体験ブース】

- 心臓マッサージの際に実際の人体で行わないように注意喚起する。



【バーチャル映画館】

- 入口・出口が内開きのドアのため、通路を歩く来館者に注意喚起（衝突防止）を行う。



【立体掲示板（地震発生メカニズム）】

- 立体的（凹凸）な掲示板のため、触って怪我をしないよう注意表示をする。

